

# 「相談や話し合っただけで犯罪!？」

## 「共謀罪」の新設に反対する請願書

現在、国会で審議されている刑法の一部改正にあたって、「組織的な犯罪の共謀罪」が新設されようとしています（「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」）。これに対し、日本弁護士連合会をはじめ、多くの法律家団体、市民団体が反対の声を上げています。

法律によれば、「共謀罪」は、「死刑・無期または長期（刑期の上限）4年以上の刑が定められている罪」に当たる行為で、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」を罰するとしています。

しかし、この「共謀罪」には、重大な問題点があります。

第1に、対象となる犯罪や対象となる「組織」が、極めて広範囲・無限定であることです。対象となる犯罪は、殺人・強盗など重大の犯罪にとどまらず、威力業務妨害、道路交通法違反や消費税法違反など実に600以上もの罪が対象となっています。また、法律でいう「組織」は、暴力団などに限定されず、2人以上の団体・サークルも「組織」とみなされます。

第2に、捜査権限が大幅に拡大されることです。凶器を買ったり、計画を立てるなどの準備行為がない段階で、いわば話し合っただけでも「共謀罪」が成立するため、室内盗聴など盗聴法の運用拡大やスパイ工作等の捜査、自白を強要する取り調べ、また自首した場合は刑が軽減されることから、他人（「共犯者」）のウソで犯人にされたりする危険もあります。

第3に、そもそも相談や話し合いを犯罪として捜査・検挙することは、憲法で保障された、思想・信条の自由、内心の自由、言論表現の自由、結社の自由を侵すものです。市民運動や住民運動、労働組合運動にも適用されかねません。

政府（法務省）は、日本では「共謀罪」を新設しなければならない立法事実（必要性）はない、としながらも、批准した国連越境組織犯罪防止条約に「共謀罪」が限定されていることを提案の理由としてあげています。しかし、条約ではマフィアなど越境の職業的犯罪集団を対象にしており、法案は、それを大きく踏み越えたものになっています。

以上を踏まえ、請願をします。

<請願事項>

一 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれた「共謀罪」の新設をしないこと。

2006年 月

氏 名	住 所

衆議院議長 河野 洋平 殿